

第 85 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

| 区分 | 所在地 | 面積 | 貸付けの相手方 | 貸付けの目的 | 貸付期間 | 摘要 |
|----|------------------|----------------|---------------|-----------|------------------------|--------------------------------------|
| 土地 | 熊本市中央区水前寺三丁目455番 | 2,643.53平方メートル | 一般財団法人熊本県青年会館 | 熊本県青年会館用地 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで | 減額率は、65パーセントとする。左欄の貸付期間は、更新することができる。 |

(提案理由)

一般財団法人熊本県青年会館に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。